（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第七十一条の三　法第五十七条の二第二項第一号の苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一　［略］

二　金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第十七号及び第百四十七条の十一第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

［三～五　略］

［2・3　略］

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為）

第八十五条の十五　準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第百四十七条の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第百四十七条の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

［一・二　略］

三　次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　略］

ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第八十五条の二十から第八十五条の二十二（第一項第四号を除く。）まで、第八十五条の二十四、第八十五条の二十七の二及び第百四十七条の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」という。）

［(2)・(3)　略］

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第八十五条の十七　令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本の額

（農林中央金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第七十一条の三　［同上］

一　［同上］

二　金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号、第八十五条の二十四第十七号及び第百四十七条の十一第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により農林中央金庫業務関連苦情の処理を図ること。

［三～五　同上］

［2・3　同上］

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告の類似行為）

第八十五条の十五　［同上］

［一・二　同上］

三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

(1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第八十五条の二十から第八十五条の二十二まで、第八十五条の二十四及び第八十五条の二十七の二において「契約締結前交付書面」という。）

［(2)・(3)　同上］

（特定預金等契約の締結等の業務の内容についての広告等に表示する顧客が支払うべき対価に関する事項）

第八十五条の十七　令第十一条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価（第八十五条の十九、第八十五条の二十三及び第八十五条の二十五第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定預金等契約に係る元本